

## 簡易ガス事業に係る制度について

経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度のあり方をどのように考えるか。

### 1. 小委員会における主な意見

#### (1) 委員からの意見

- ・ 簡易ガスがネットワークを築いている地域に都市ガスの導管を敷設することは、二重導管とは違う言葉を用いて、別の問題として整理するのがよいのではないか。
- ・ 自由化の制度設計によっては、二重導管問題は解消できると考える。簡易ガス導管による託送を可能とすれば、簡易ガス導管により都市ガスを供給することが可能となるため、二重に導管を敷設する必要がなくなる。また逆に都市ガスの供給区域で簡易ガスを供給する場合、簡易ガス事業者は、小売事業者としてガスを供給すればよいから、この場合も二重に導管を敷設する必要がなくなると考える。

#### (2) 事業者及び事業者団体からの意見

- ・ 都市ガス、LPガス、簡易ガス事業の競合は激しさを増しており、消費者利益を阻害することのないよう、中長期的に健全な消費者利益が確保される、公平で公正な競争環境を整備してほしい。
- ・ 消費者の選択を重視しながら、都市ガス事業と同様の項目に沿って議論すべき。
- ・ LPガス事業や一般ガス事業だけでなく、太陽光、燃料電池等の販売を行う、いわゆる総合エネルギー事業化や、エネルギーに限定せず地域のお客様が求めるサービス等を行う事業の多角化等を検討していく。
- ・ 一般ガス事業の供給区域内では、仮に利用者が望んでも、利益阻害性や設備過剰性を理由として簡易ガス事業の許可が得られない一方、一般ガス事業は簡易ガスの既存の供給地点群を含むように供給区域を設定可能であり、公平性を欠く。
- ・ 簡易ガス事業のままでも消費者の求めに応じて天然ガスを供給できるようにするなど、事業者が原料を自由に選択できるようにすべき。
- ・ 簡易ガス団地に一般ガス事業の供給区域が拡張される場合、LPガス用と天然ガス用の導管が二重で敷設されるため、ガス漏れ時に導管の特定が困難になることなどの懸念があり、実際の現場を想定して検討すべき。
- ・ 簡易ガス事業の定義である供給地点数70戸以上の数字は、妥協の産物として定められたもので合理性はなく、69以下となると液石法で規制されるなど、両方の事業を行っている事業者からすれば、その違いを利用者に説明することが困難。
- ・ 一定の区域内で同一事業者が異なる複数の設備から供給する場合など、常識的には一の団地と考えられないような状況でも、合計が70以上となれば簡易ガス事業

としての許可が必要となるなど、一の団地の解釈が不合理。

- ・ 簡易ガス事業は供給地点毎の許可制であるが、利用者が二世帯住宅に建て替える場合にも、一旦当該供給地点を廃止した後、改めて2地点の許可申請が必要となるなど、手続きが煩雑。
- ・ 簡易ガス事業は一般ガス事業を補完するものと位置づけられてきたが、時代の変化を考慮し、ガス体エネルギー間の公平かつ健全な競争環境の整備が必要。
- ・ 小売全面自由化に伴い、消費者自ら事業者を選択できる公正な競争を担保するため、料金規制は撤廃し、自由料金制度にすべき。
- ・ 保安の確保の上で計画的な導管維持が必要なため、簡易ガス事業にも認められている公益特権を引き続き認めてほしい。
- ・ 簡易ガス事業は実態としては公益性が非常に高い導管で供給するという事業であり、ガス種が異なっても実態的には一般ガス事業とイコールの性格を持っている。
- ・ 簡易ガス事業の普及プロセスの結果として、一般ガス事業とは異なる事業規制が行われている状況と認識。
- ・ 簡易ガス事業についても一般ガス事業と同じネットワーク事業として、規制やインセンティブ等について整理していく必要があるのではないか。

## 2. 簡易ガス事業の在り方に係る論点

簡易ガス事業は、簡易な設備でガスを発生させ、導管により一の団地で70戸以上の供給地点（利用者）に供給する事業（第2条第3項）<sup>1</sup>であり、ガス事業法（以下、「現行法」と呼ぶ）の規制対象となっている。簡易なガス発生設備とは、液化石油ガス（LPガス）を、シリンダーやそれに準じる容器を用いて気化させるものと政令で定められている。簡易ガス事業を営むためには、一般ガス事業と同じく、経済産業大臣の許可を受ける必要がある（第37条の2）。なお、簡易ガス事業の許可は、一般ガス事業と異なり、供給地点、すなわちガスメーター単位で行われる。

一方、同様に簡易なガス発生設備を用いてLPガスを導管で供給する事業でも、一の団地の供給地点数が70戸未満の場合、LPガス販売事業として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の規制対象となる。LPガス販売事業の開始には、二以上の都道府県に販売所を設置する場合には経済産業大臣の、一の都道府県にのみ販売所を設置する場合には当該都道府県知事の登録を受ける必要がある（液石法第3条）。また、販売契約を締結した際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務（液石法第14条）などが課せられる。

都市ガスの小売が全面自由化されることとなれば、一般ガス事業者と同じく、供給地点における独占的な小売を認める一方、料金規制を課している簡易ガス事業制度に

---

<sup>1</sup>（）内に単に条文番号が記されている場合、現行のガス事業法のそれを指す。

についても、その在り方を検討する必要がある。小委員会での事業者及び事業者団体からの意見や審議内容を踏まえると、以下の論点について検討する必要があると考えられる。

#### **(1) 現行一般ガス事業の供給区域内での参入規制の必要性**

現行法では、一般ガス事業者の供給区域内において簡易ガス事業を開始する場合には、その簡易ガスの事業開始により地域全体のガス利用者の利益を阻害せず、かつガス工作物が著しく過剰とならない場合に限って許可される。都市ガスの小売が全面自由化されれば、独占的に小売を行う供給区域はなくなるが、その場合、本参入規制は撤廃してよいか検討する必要がある。

#### **(2) 供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制の必要性**

現行法では、簡易ガス事業は、各供給地点について簡易ガス事業間での独占が認められる一方、料金その他供給条件を約款として定め、経済産業大臣の認可を受けることとしている。都市ガスの小売が全面自由化され、供給区域での小売の独占が撤廃された場合、簡易ガス事業についても供給地点での小売の独占を撤廃すべきか、検討する必要がある。また、供給地点での独占を撤廃する場合、小売料金に対する規制も撤廃してよいか検討する必要がある。

#### **(3) 簡易ガス事業に係る保安制度のあり方**

(1) 及び (2) の規制をなくす場合、制度面での簡易ガス事業とLPガス販売事業の実質的な違いとしては、保安規制がガス事業法と液石法のいずれに基づくものかという点となる。保安水準の維持を前提として、簡易ガス事業に係る保安規制はどのように整理すべきか検討する必要がある。

### **3. 【論点5-1】 現行一般ガス事業の供給区域での参入規制の必要性**

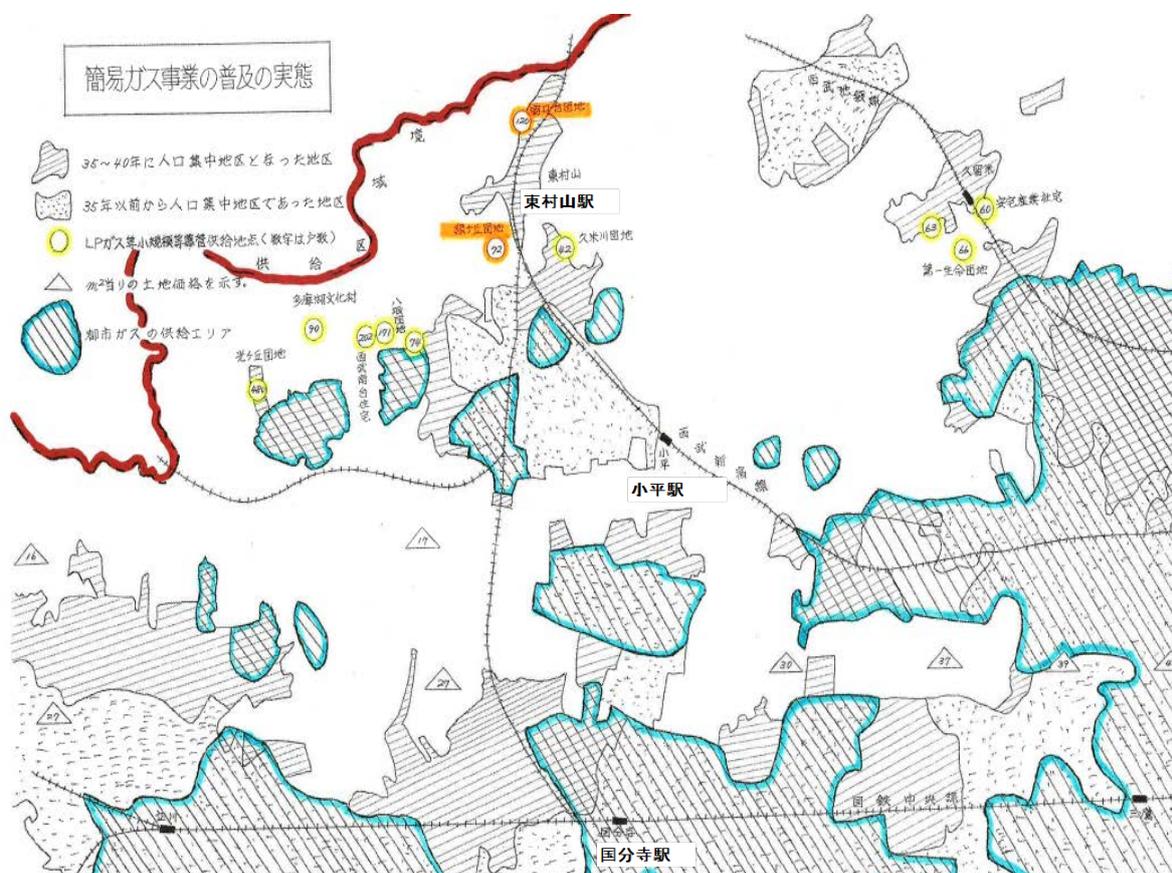
#### **(1) 現行制度**

現行法では、簡易ガス事業を開始する場合には経済産業大臣の許可を受ける必要がある(第37条の2)。その許可にあたっては、①許可申請に係る供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあり、その簡易ガス事業の開始により一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、その地域全体におけるガス利用者の利益を阻害しないこと(第37条の4第3号)、②その簡易ガス事業の開始により許可申請に係る供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと、(第37条の4第4号)、が必要とされている。前者を利益阻害性要件、後者を設備過剰性要件と呼ぶ。一般ガス事業の供給区域内において、簡易ガス事業を開始する場合には、これらの要件に基づき一般ガス事業との関係を調整することとしている。

こうした調整を行う制度とした背景は、昭和 45 (1970) 年の簡易ガス事業の制度創設当時、大都市への人口集中が著しく、市街地から離れた一般ガス事業の導管が届いていない遠隔地において、一足飛びの住宅団地開発が急速に進んだことにある。こうした地域では、一般ガス事業の導管整備が追い付かず、L P ガス小規模導管供給事業が、簡易な装置により迅速に供給開始が可能という魅力を活かして普及した。

【図表 3 - 1】は、昭和 44 年頃の国分寺市、小平市周辺の都市ガス供給の状況と、L P ガス小規模導管事業の分布を示す。当時は、都市ガスの供給区域内は、計画的かつ大規模な導管延伸を見込んで市町村単位で認可されていた。この結果、供給区域内であっても、急速な住宅団地開発に導管敷設が追い付かず供給が行われていない地域が存在しており、そこに L P ガス小規模導管事業が普及している様子がうかがえる。

【図表 3 - 1】昭和 44 年頃の都市ガス供給の状況と L P ガス小規模導管事業の分布



※ 赤線は都市ガス供給区域の境界。青線で囲まれた区域は都市ガス供給が行われていたエリア。

※ 黄色及びオレンジ色の○は当時通商産業省が把握していた限りの L P ガス小規模導管事業。オレンジ色の○は現在も簡易ガス事業を行っているもの。

出典：通産省公益事業局「ガス事業法改正案図解」（昭和 44 年 2 月）から資源エネルギー庁作成

しかしながら、将来市街地となることが予想され、規模の経済性が働く一般ガス事

業の導管網の整備が期待される地域において、L P ガス小規模導管供給事業が迅速性を活かして先に普及してしまうと、一般ガス事業は十分な需要を期待できず、導管整備が進まなくなると懸念された。こうした状況を踏まえ、一定規模以上のL P ガス小規模導管供給事業を簡易ガス事業としてガス事業法の規制対象とし、事業開始時に、上記の2つの要件により一般ガス事業の関係を調整することで、一般ガス事業の導管網の計画的な敷設を促すこととした。

利益阻害性要件及び設備過剰性要件に関する具体的な審査は、「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領」に従って行われる。具体的には、事業を開始しようとする供給地点群と一般ガス事業の既設導管との距離や、一般ガス事業者の供給計画におけるガス普及率や導管敷設距離の目標値等を点数化し、その評価点により判断される。

なお、簡易ガス事業の供給地点を含むような一般ガス事業の供給区域を設定する際の許可審査においては、利益阻害性要件は設けられていない。また、設備過剰性要件については、簡易ガス事業と一般ガス事業では果たすべき役割が異なるため、二重投資の弊害は、一般ガス事業同士又は簡易ガス事業同士の間に比べて少ないとされ、本要件に照らして問題があると判断された事例はない。

## （２）見直しの必要性

都市ガスの小売が全面自由化されれば、一般ガス事業の独占的に小売を行う供給区域はなくなるが、引き続き、都市ガス導管の周辺地域において簡易ガス事業の参入規制を課す必要性や妥当性があるか、検討する必要がある。

まず、簡易ガス事業の制度創設の背景となった、一般ガス供給区域内で導管を延伸していない地域に有力な需要が発生し、これを簡易ガス事業が先に獲得するため、一般ガス事業の導管整備が阻害されるという事象は、近年では生じにくくなっている。

その理由として、住宅団地開発の情勢が大きく変化していることが挙げられる。まず、大都市圏では、郊外での市街地拡大の速度は制度創設当時に比べ緩やかになっている。【図表3-2】は、首都圏の人口集中地区面積（都市的地域）の推移を示しているが、制度創設当時は急速に拡大していた一方、平成7年頃からはほぼ横ばいとなっている。さらに、今後30年間で関東地域では約1割、中部、関西地域では2割弱の人口減少が予想されており<sup>2</sup>、市街地はさらに縮小に転じることも予想される。他方、一般ガス事業の導管網は格段に発達した。【図表3-3】は【図表3-1】とほぼ同じ地域の現在の状況を示しているが、一般ガス事業の供給区域内のほぼ全域に、導管が敷設されていることがわかる。市街地拡大の減速にあわせ、きめ細かく供給区域を設定するため、1999年から供給区域の許可を原則字単位としたことと相まって、一般ガス供給区域内で導管を延伸していない地域は減少している。そして、導管網を発達させた一般ガス事業は、規模の経済性を活かしてコスト面でも簡易ガス事業に比べ優位に立っている。こうした状況を背景に、【図表3-4】が示すように、簡易ガ

<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25（2013）年3月推計）

事業の需要件数は2004年をピークに減少に転じている。

また、地方圏では、一般ガス事業と簡易ガス事業の棲み分けが行われている。多くの一般ガス事業者が直接またはグループ会社において簡易ガス事業も行っており<sup>3</sup>、【図表3-5】のとおり、大手簡易ガス事業者のうち半数超は一般ガス事業者のグループ会社である。そして、都市中心部は主に規模の経済性の働く一般ガス事業、一般ガス事業の導管から遠い郊外の住宅団地では簡易ガス事業といった形で、コスト面から最適の供給手段を選択している<sup>4</sup>。

加えて、一般ガス事業との二重投資の弊害が懸念される事象も、近年は生じにくくなっている。近年の許可事例では、制度創設時に主流であった、公道に埋設されたガス導管を通じて戸建て住宅団地に供給するもの（住宅団地型）は減少している。特に、二重投資による社会的弊害が懸念される大規模団地は、近年ほとんど許可事例がない。例えば、供給地点数3,000以上の団地は現在16（全体の0.2%）にとどまり、その大半が1970年代に許可されたもので、2000年以降の許可事例はない。また、マンションなどのビル単位で供給するもの（集合住宅型）が多くを占めるようになっていく。集合住宅型団地では、一般に導管が建物敷地内で完結するため、設備投資の規模は小さく、また導管敷設工事等により社会に与える影響も小さい。

【図表3-2】首都圏における人口集中地区面積の推移



出典：「首都圏整備に関する年次報告」平成23年度

<sup>3</sup> 一般ガス事業者の約4割が簡易ガス事業も行っている。（平成24年度天然ガス高度利用基盤調査におけるアンケート結果。全209社中有効回答数174）また、一般ガス事業者の関連会社で簡易ガス事業を行っている場合も含めれば、約7割となる。（資源エネルギー庁調べ）

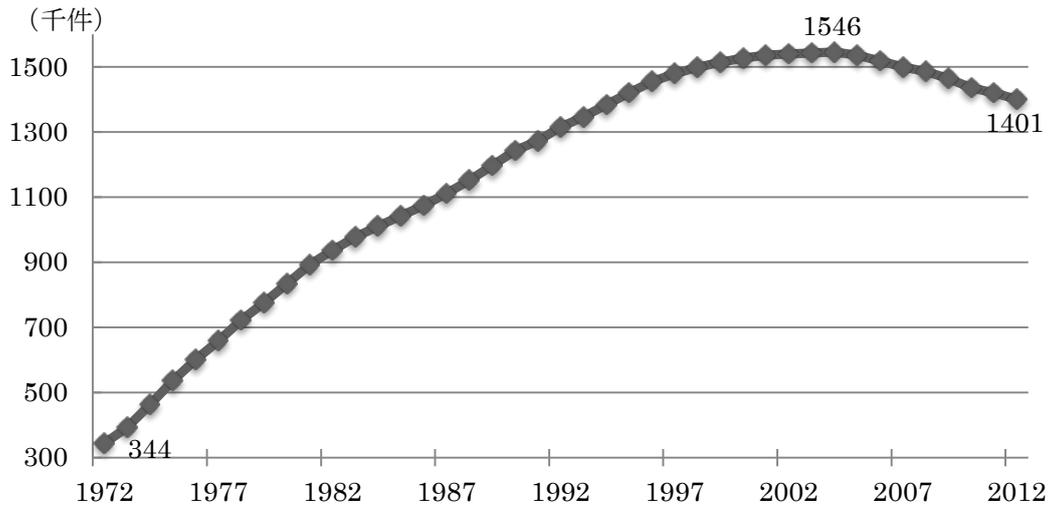
<sup>4</sup> 例えば、北海道ガスの北広島団地（日本最大の簡易ガス団地）の場合、当初は一般ガス事業による供給も検討されたが、需要がほぼ見込まれない地域を13km導管延伸する必要性があったため断念され、簡易ガスが選択された。（（社）日本簡易ガス協会「簡易ガス事業10年の歩み」）

【図表 3 - 3】現在の都市ガス導管網（【図表 3 - 1】 とほぼ同じ地域）



※ オレンジ及び黄色の細かな線が、一般ガス事業の導管網。供給区域内のほぼ全域に導管網の敷設が行われていることがわかる。

【図表 3 - 4】簡易ガス事業の需要家件数の推移



出典：資源エネルギー庁「ガス事業生産動態統計調査」(平成 24 年度)

【図表 3 - 5】主な簡易ガス事業者 (供給地点数が上位の 10 社)

順位	事業者名	供給地点数	販売量(m3)	販売量シェア(%)
1	日本瓦斯(株)	115,912	11,562,106	6.7
2	西部ガスエネルギー(株)	84,559	7,570,761	4.4
3	東邦液化ガス(株)	53,388	6,439,737	3.7
4	堀川産業(株)	46,656	5,004,391	2.9
5	大阪ガス LPG(株)	45,661	4,450,218	2.6
6	(株)サイサン	50,480	4,508,263	2.6
7	伊丹産業(株)	41,060	3,322,378	1.9
8	北ガスジェネックス(株)	61,684	3,087,370	1.8
9	東部液化石油(株)	27,731	2,373,089	1.4
10	広島ガスプロパン(株)	21,836	2,115,256	1.2
	全社計	1,869,639	173,328,255	100

注：太枠は一般ガス事業者系の事業者。

出典：資源エネルギー庁調べ

一方、本規制が社会的に不合理な結果を招いているとの指摘がある。具体的には、都市ガス供給区域内の利用者が災害時のリスク分散の観点から簡易ガス利用を希望しても許可が得られなかった例<sup>5</sup>、あるいは、一般ガス事業の供給区域内であるが導

<sup>5</sup> 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会第 1 回制度改革評価小委員会 (社) 日本簡

管が届いていない地域において、簡易ガス事業の開始も許可されず、いずれのサービスも提供されない事態（お見合い状態）が生じた例などが指摘されている<sup>6</sup>。

ガス事業法の対象となる簡易ガス事業と液石法の対象となるLPガス販売事業の境界を、団地の戸数（70戸）で画一的に区切って参入規制を課すことで、規制運用に不合理な状況を招いているとの指摘もある。具体的には、隣接する70戸以下の団地でそれぞれLPガスの導管供給事業を行っている事業者同士が、事業効率化のために合併する場合、事業の実態が変わらないにもかかわらず合計で70戸以上の簡易ガス事業として許可を要する。この許可を一般ガス事業の供給区域内で得ることが困難なため、合併を断念せざるを得なかった例が指摘されている<sup>7</sup>。

### （3）論点

制度創設当時からの社会情勢の変化や、本規制の結果として社会的に不合理な事態が発生しているという指摘も踏まえれば、簡易ガス事業の参入規制は必要ないと考えてよいか。

## 4. 【論点5－2】供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制の必要性

### （1）現行制度

簡易ガス事業の許可にあたっては、二重投資を排除する観点から、その供給地点においてガス工作物が著しく過剰とならないことが必要とされる。（設備過剰性要件、第37条の4第4号）。本要件により、許可を受けた供給地点については他の簡易ガス事業者は参入できず、簡易ガス事業間での独占が認められている。一方、許可を受けた事業者には、料金その他供給条件を定めた供給約款を定め経済産業大臣の認可を得る必要がある（第37条の7において準用する第17条）とともに、供給地点における供給義務が課される（第37条の6）。

なお、設備過剰性要件は、簡易ガス事業の供給地点を含むような一般ガス事業の供給区域を設定する際の許可審査においても適用されるが、両事業の果たすべき役割が違うため、併存することによる二重投資の弊害は、簡易ガス事業同士の間比べて少ないものとされている。この結果、簡易ガス事業の供給地点を含める形で一般ガス事業の供給区域を設定することについて、本要件に照らして問題があると判断された事例はなく、したがって簡易ガス事業の供給地点は、一般ガス事業者との間では独占が担保されていない。

料金については、ガスの安定的な供給の維持・確保を図るために、供給に要する費

---

易ガス協会提出資料

<sup>6</sup> 事業者ヒアリングによる。

<sup>7</sup> 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会第1回制度改革評価小委員会（社）日本簡易ガス協会提出資料

用の適正な回収を確保する一方で、その事業者が独占的な地位を利用して過度の利益を得ることを防止し利用者の利益を保護する、という両面から、一般ガス事業と同様に総括原価方式により算定される。なお、簡易ガス事業においては供給方式、事業遂行の態様等が定型的と考えられることから、料金算定は原価構成要素の類型化等による簡素化が図られている。

他方、液石法に基づくLPガス販売事業は、料金規制は課せられていない。すなわち、LPガスを導管で供給する事業では、一の団地における供給地点数が70戸以上となる簡易ガス事業者には料金規制が課せられる一方、一の団地における供給地点数が69戸以下であるLPガス小規模導管供給事業を営む場合は、液石法に基づくLPガス販売事業として扱われ料金規制は課されない。

## （２）見直しの必要性

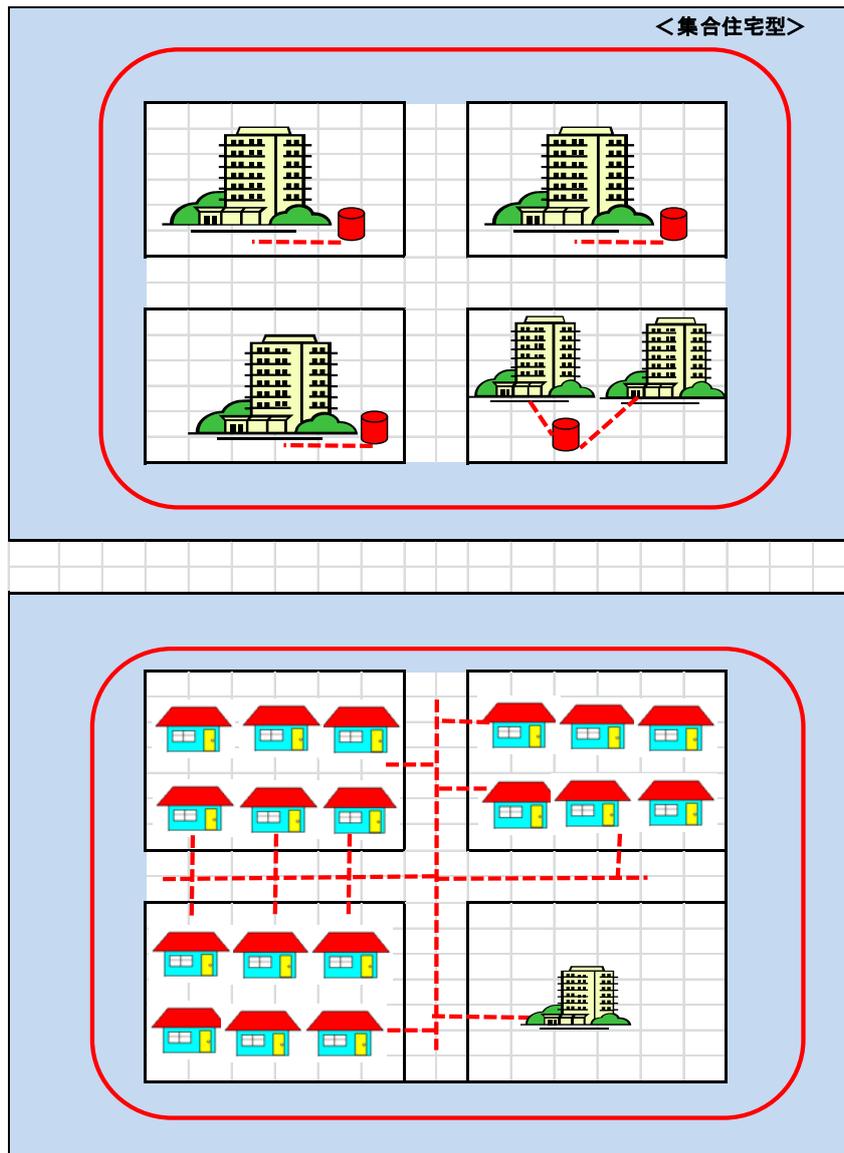
都市ガス事業の小売を全面自由化すれば、一般ガス事業者の供給区域における独占はなくなる。そうした中で、簡易ガス事業についても、引き続き供給地点における簡易ガス事業間での独占を維持する必要性があるか、検討する必要がある。また、簡易ガス事業間での独占を廃止する場合、簡易ガス事業者に課せられていた料金規制についても、その必要性を検討する必要がある。

簡易ガス事業の供給地点群（簡易ガス団地）は、その導管敷設形態の違いにより、①公道に埋設されたガス導管を通じて戸建て住宅団地に供給するもの（住宅団地型）と、②マンションなどのビル単位で供給するもの（集合住宅型）に分けられる【図表4-1】。両タイプの比率は現在6対4であるが、過去7年間で新規に許可を受けた簡易ガス団地では、集合住宅型が7割を占め、住宅団地型は減少している<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> 資源エネルギー庁調べ。

【図表 4 - 1】 集合住宅型及び住宅団地型のイメージ



### ①住宅団地型簡易ガス団地の現状

住宅団地型簡易ガス団地は、近年の許可事例では、一団地あたりの供給地点数は平均約 190 戸である。こうした団地では、自然気化の圧力でLPガスを送り出し、1つのバルクやタンク、シリンダー群を設置した製造所（特定製造所と呼ばれる）から、細かい低圧管で 100～300 戸の住宅に供給するものが一般的である。このため、一般ガス事業のような大規模な導管網による広域供給には適さない。製造所のバルクやタンクの容量を大きくし、送出能力の高めるための強制気化装置を整備するか、製造所を複数整備すれば、数千の利用者にまとめて供給することも可能であるが、これに伴い設備投資や保安負担は増す。このため、一般ガスと異なり、利用者数が増加しても固定費負担が低下せず、規模の経済性が働きにくいいため、事業の拡張性は小さい。

住宅団地型団地の新規許可数は、近年の郊外での住宅団地開発の減速に伴って減少

している。特に、二重投資による社会的弊害が懸念される大規模団地は、近年ほとんど許可事例がない。例えば、供給地点数 3,000 以上の団地は現在 16（全体の 0.2%）にとどまり、その大半が 1970 年代に許可されたもので、2000 年以降の許可事例はない【図表 4-2】。

こうした団地では、シリンダー供給による LP ガス販売事業やオール電化との競合が激しい。LP ガス販売事業では、料金規制がないことを活かし、新築時の配管コスト（通常は数万円）を事業者が一旦負担しそれを長期契約の中で回収する方式により、利用者の初期投資を抑え簡易ガス団地内（供給地点）でも需要を獲得している例も見られる。また、シリンダー物流の集中管理等により物流コストを削減して価格競争力を高めている。簡易ガス事業とガス種が同じで事業者切り替えに要する費用がほぼ不要であることと相まって、リフォーム時等においても需要を獲得している<sup>9</sup>。さらに近年、オール電化住宅が普及し、簡易ガス事業の導管が届いているにも関わらず、簡易ガス事業が選択されない事例も多い。実際、住宅団地型の大規模簡易ガス団地 12カ所を対象とした調査によれば、簡易ガスの利用率は8割弱にとどまり、2割強はオール電化やLP ガスを利用している<sup>10</sup>。また、経済産業省が 2012 年に行ったアンケート調査（回答率 47%）によれば、調定数（実際にガスを使用している利用者数）が減少したと回答した 540 事業者のうち、約 4 割がその理由としてオール電化の普及を挙げている【図表 4-3】。

## ②集合住宅型簡易ガス団地の現状

近年の主流である集合住宅型簡易ガス団地は、集合住宅が 1 棟もしくは敷地内で数棟集まって 1 つの団地を形成しているのが一般的であり、近年の許可事例では、一団地あたりの供給地点数は平均約 110 戸である。集合住宅型団地では、一般に導管が建物敷地内で完結するため、設備投資の規模は小さく、また導管敷設工事等により社会に与える影響も小さい。

こうした団地では、導管の所有権は建物所有者に帰属し、簡易ガス事業者はバルク及び圧力調整装置等の付属設備のみ所有している場合が多い<sup>11</sup>。このため、簡易ガス事業の独占を撤廃すれば、建物の所有者や利用者の合意により、バルク及び付属設備を買い取るだけで他の事業者の顧客を獲得できることとなり、競争の活性化が見込まれる。実際、簡易ガス事業の規制対象外である、70 戸以下の集合住宅型団地における LP ガス小規模導管供給事業では、他の事業者のバルク及び付属設備を買い取る形での競争が行われている<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> 事業者ヒアリングによる。

<sup>10</sup> 資源エネルギー庁調べ。

<sup>11</sup> 事業者ヒアリングによる。

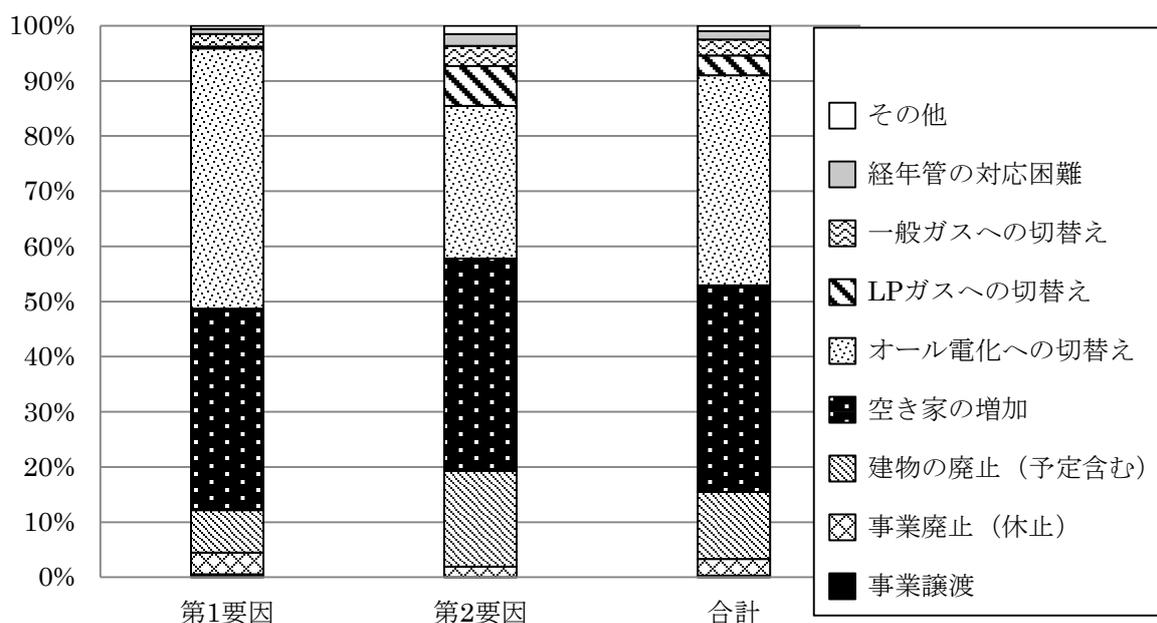
<sup>12</sup> 事業者ヒアリングによる。

【図表 4 - 2】大規模団地（供給地点数 3,000 以上）の概要

地方 (所管局)	事業者名	供給地点群名	許可年	供給地点数 (25年3月末)	導管延長 (m)
北海道	北ガス ジェネックス	ふしこ第2団地	1984	5,588	36,835
		恵庭ニュータウン	1980	6,318	68,366
		篠路駅前団地	1970	3,364	32,917
	北海道ガス	北広島団地	1971	7,373	84,851
東北	仙台エルピーガス	錦ヶ丘ニュータウン	1987	3,533	51,483
関東	中央セントラルガス	宝積寺住宅団地	1981	4,166	28,162
	日本瓦斯	川越霞ヶ関団地	1970	4,378	22,683
		東急若葉台団地	1970	3,574	23,994
		日の出団地	1978	3,379	31,640
堀川産業	雀宮針ヶ谷住宅地	1973	5,741	53,890	
中部	名張近鉄ガス	つつじが丘住宅地	1978	4,810	47,146
北陸	伊丹産業	鶴ヶ丘団地	1970	6,465	59,938
中国	広島クミアイ燃料	コープタウンあさひが丘団地	1974	3,072	50,605
九州	西部ガス エネルギー	日の里団地	1971	3,157	22,700
		自由が丘団地	1970	6,253	77,957
	コーアガス日本	星ヶ峯ニュータウン	1978	5,426	49,411

出典：日本ガス協会「ガス事業便覧」平成25年度版及び資源エネルギー庁調べ。

【図表 4 - 3】簡易ガス調定数減少の理由



出典：資源エネルギー庁「ガス事業者の経営実態等に関する調査」2013年

### (3) 論点

簡易ガス事業の新規許可は、近年の郊外での住宅団地開発の減速を背景として、二重投資の弊害の小さい小規模団地、特に集合住宅型が大半を占めていること、また住宅団地型では既に他エネルギーとの競争が活発であることから、供給地点に係る簡易ガス事業間での独占は必要ないと考えてよいか。

また、各簡易ガス事業者が柔軟かつ多様な料金を提示し、利用者が様々な料金メニューから選択できるようにできる環境を整備する観点や、集合住宅型では独占の廃止により競争活性化が見込まれること、住宅団地型では既に他エネルギーとの競争も活発であることを踏まえれば、料金規制の必要性についてどのように考えるべきか。

なお、ごく一部に、小規模な一般ガス事業者と同程度の導管網を有する、大規模な簡易ガス団地も存在する。例えば、供給地点数が3,000を超える簡易ガス団地は現在16あり、導管の総延長が20~80kmに及ぶ。こうした大規模な簡易ガス団地について、他の簡易ガス団地と分けて考える必要はあるか。例えば、都市ガスの場合と同様にガス事業法の対象とし、新たな事業区分において、小売部門はガス小売事業、導管部門はガス導管事業と位置づける必要性はあるか。

## 5. 【論点 5 - 3】簡易ガス事業に係る保安制度のあり方

### (1) 現行制度

現行法においては、簡易ガス事業者には、一般ガス事業と同様に、ガス事業法に基

づく保安義務が課せられている。具体的には、ガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持する義務（第 28 条）、保安規程の作成・遵守義務（第 30 条）、ガス主任技術者の選任義務（第 31 条）、ガス工作物の使用前検査等の義務（第 36 条の 2 の 2）、消費機器に関する周知及び調査義務（第 40 条の 2 第 1 項、2 項及び第 3 項）、緊急時の対応義務（第 40 条の 2 第 4 項）等である。

一方、同じく LP ガスを導管で供給する事業でも、戸数が 69 戸以下の団地における小規模 LP ガス導管供給事業は液石法に基づく保安規制が課せられる。

この結果、70 戸以上の簡易ガス事業と 69 戸以下の小規模 LP ガス導管供給事業では、同じく LP ガスを導管で供給する事業であるものの、ガス事業法と液石法の違いを反映して一部異なる保安規制が適用される。例えば、保安業務を監督する者として、簡易ガス事業ではガス主任技術者、小規模 LP ガス導管供給事業では業務主任者と、異なった資格を持つ者を任命する必要がある。

## （２）検討の必要性

仮に、簡易ガス事業を自由化し、3.（一般ガス事業の供給区域への参入規制）及び 4.（簡易ガス事業間での独占及び料金規制）の規制をなくす場合、制度面での簡易ガス事業と LP ガス販売事業の実質的な違いとしては、保安規制がガス事業法と液石法のいずれに基づくものかという点となる。

多くの簡易ガス事業者は LP ガス販売事業も行っており、簡易ガス事業者からは、ガス事業法と液石法の違いのため、両方の規定に対応する体制整備が必要となり、事業者に負担が生じているとの指摘がある。

## （３）論点

仮に、簡易ガス事業を自由化し、3.（一般ガス事業の供給区域への参入規制）及び 4.（簡易ガス事業間での独占及び料金規制）の規制をなくす場合、保安水準の維持を前提として、簡易ガス事業に係る保安規制はどのように整理されるべきか。

そして、簡易ガス事業の保安規制が LP ガス販売事業と一体で整理できるとすれば、簡易ガス事業制度を廃止し、LP ガスを導管で供給する事業は供給先の戸数に関わらず液石法でまとめて規制することは妥当か。

なお、液石法で規制することとした場合、事業の開始は経済産業大臣又は都道府県知事の登録制となり、また販売契約を締結した際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務などが課せられる。

（注）なお、保安制度に係る本論点については、今後、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会で検討されることとなる。